

特許権	判決年月日	令和5年2月7日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10037号		
○ 発明の名称を「空調服の空気排出口調整機構、空調服の服本体及び空調服」とする発明について、当業者は主引用発明及び副引用発明に基づいて容易に発明をすることができたとして、特許無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特許第6158675号

(審決) 無効2020-800103号

### 判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「空調服の空気排出口調整機構、空調服の服本体及び空調服」とする本件特許(請求項3ないし10)についての特許無効審判請求を不成立とした審決に対する取消訴訟である。審決は、主引用発明に基づく進歩性欠如の無効理由につき、本件発明3は主引用発明及び設計的事項、周知技術又は副引用発明によっても当業者が容易に発明をすることができたものとはいえず、また、本件発明3の発明特定事項を全て備える本件発明4ないし10についても当業者が容易に発明をすることができたものとはいえないと判断した。

#### 2 本件発明3

本件発明3は、要するに、空調服(送風手段を用いて人体との間に形成された空気流通路内に空気を流通させる衣服)の空気排出口(空気流通路内を流通する空気を外部に排出する口であって、襟後部と人体の首後部との間に形成されるもの)の開口度を調整するための空気排出口調整機構であり、第一取付部を有する第一調整ベルトと複数の第二取付部を有する第二調整ベルトとを備え、第一取付部を複数の第二取付部の少なくともいずれか一つに取り付けることで襟後部と人体の首後部との間に複数段階の予め定められた開口度で空気排出口を形成することを特徴とするものである。

#### 3 主引用発明(公然実施をされた発明)

主引用発明は、要するに、空気排出口を備えた空調服において首周りの空気排出スペースを調整する手段であり、紐1と紐2とを備え、紐1及び紐2を結ぶことによって空気排出量を調節することができるというものである。

4 本判決は、以下のとおり、当業者は審決が認定した本件発明3と主引用発明との相違点(以下「審決認定相違点」という。)に係る本件発明3の構成に容易に想到し得たものと認められるから、これと異なる審決の判断は誤りであるとした上、本件発明4ないし10につき主引用発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものではないと

した審決の判断も誤りであるとして、審決を取り消した。

(1) 本件発明3と主引用発明との相違点について

審決認定相違点に係る本件発明3の構成の容易想到性の判断に当たっては、空気排出口の開口度を調整するための手段（空気排出口調整機構）に係る次の各点（以下「本件相違点」という。）を検討すれば足りる。

ア 本件発明3の「第一調整ベルト」は、「第一取付部を有」するのに対し、主引用発明の「紐1」は、そのような構成を備えない点

イ 本件発明3の「第二調整ベルト」は、「前記第一取付部の形状に対応して前記第一取付部と取り付けが可能となる複数の第二取付部を有」するのに対し、主引用発明の「紐2」は、そのような構成を備えない点

ウ 空気排出口の形成に関し、本件発明3は、「前記第一取付部を前記複数の第二取付部の少なくともいずれか一つに取り付けることで」形成するのに対し、主引用発明は、そのような構成を備えない点

エ 空気排出口の開口度に関し、本件発明3は、「複数段階の予め定められた」ものであるのに対し、主引用発明は、そのような構成を備えない点

(2) 副引用発明の認定

副引用例には、本件相違点に係る本件発明3の構成に相当する構成を全て含んだ介護用パンツの発明（副引用発明）が記載されているものと認められる。

(3) 副引用発明の主引用発明への適用

ア 主引用発明が属する技術分野と副引用発明が属する技術分野は、身体の一部を包んで身体に装着する被服であるという点で関連性を有する。

イ 証拠によると、主引用発明に接した当業者は、2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することや、そもそも2つの紐状部材を結んでつなぐこと自体、手間がかかって容易ではないとの周知かつ自明の課題を認識するものと認められ、また、当業者は、副引用発明につき、これを当該課題を解決する手段として認識するものと認められるから、主引用発明から認識される課題と副引用発明が解決する課題は、共通する。主引用発明が空調服の首周りの空気排出スペースの大きさを調整するものであるのに対し、副引用発明が介護用パンツの腰回りの大きさを調整するものであるとの点（両者が何を調整するのかわかると異なること）は、課題の共有性に係る上記結論を左右するものではない（両者は、紐状部材の締結により被服が形成する空間の大きさを調整するとの目的ないし効果において異なるものではない。）。

ウ 上記ア及びイのとおりであるから、主引用発明に接した当業者は、副引用発明を採用するよう動機付けられたものと認めるのが相当である。

(4) 以上によると、当業者は、本件相違点に係る本件発明3の構成に容易に想到し得たものと認められ、したがって、当業者は、審決認定相違点に係る本件発明3の構成にも容易に想到し得たものと認められる。